

# いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道室蘭清水丘高等学校 令和8年4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者等の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

## 1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ  
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の中の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

### いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

### いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
  - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

## 2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

室蘭清水丘高等学校  
いじめ防止基本方針  
(概要)  
全文は学校HPを  
御覧下さい。

近年、いじめは多種多様化し学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに深く傷つき、不登校や自殺に及ぶ生徒もおり、いじめの問題への対応は学校として大きな課題となっている。そこで、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるよう、いじめ防止に向け日常の指導体制を定め、未然防止と早期発見、早期解決を図るための「学校いじめ防止基本方針」(いじめ防止全体計画)を定める。

いじめ対策組織  
の役割や活動

いじめに係る情報があった時には、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行うとともに、いじめが解消に至るまで被害生徒に対する支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行する。また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や学校いじめ防止プログラム等の作成・実行を行う。

本校の  
いじめ防止  
プログラムの活動

### 【主な実施内容】

4月：学級開き、  
6月：いじめアンケート調査1  
7月：個人面談1（担任）  
Q Uテスト  
9月：携帯電話マナー講座  
10月：個人面談2（担任）  
いじめアンケート調査2  
1月 いじめアンケート調査3

### 【随時実施する内容】

- ・特別支援教育相談委員会
- ・生徒部通信発行
- ・スクールカウンセラー面談(希望者)
- ・養護教諭との面談（希望者）
- ・ネットパトロール
- ・学年会議など
- ・担任との面談

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

本校でも「いじめ対策組織」を設置しています。気軽にご相談ください。

令和8年度の室蘭清水丘高等学校のいじめ対策組織担当は、三浦（徹）です。

連絡先0143-23-1221（学校代表電話）

## 北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電話）	0120-3882-56	毎日 24 時間
（メール）	<a href="mailto:doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp">doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp</a>	
北海道立特別支援教育センター（電話）	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9～12時 12～17時
（メール）	<a href="mailto:tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp">tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp</a>	
胆振教育局教育相談電話（電話）	0143-22-6594	月曜日～金曜日 8：45～17：30

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。